

令和8年3月17日

特定非営利活動法人 消費生活ネットワーク新潟  
理事長 堀田 伸吾 様

〒444-8567  
愛知県岡崎市太平町字才勝8-1  
株式会社レッドバロン  
営業統括部 小長井 大輔

## 書類送付のご案内

拝啓

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。令和7年12月19日付の貴団体からの通知（申入終了通知書）に基づき、下記の通り改定後の書類を送付いたします。ご査収のほど、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 送付書類：改定版「売買契約書」 1部
2. 送付目的：貴団体からの申入れ事項に基づき、修正・削除を反映した契約条項の確認用として

以上



# 売買契約書

595504

B

出荷完了	出荷担当
<input type="checkbox"/> 約定日来店	<input type="checkbox"/> トラック納車
<input type="checkbox"/> 当方から連絡後、来店頂く (連絡先)	
<input type="checkbox"/> お客様より確認後、来店頂く	

株式会社レッドバロン控

契約日 R 年 月 日

引渡予定日 R 年 月 日

この売買契約書に署名(記入)捺印したときは、契約書に記載されている事項に  
 お願い 拘束されますので、裏面約款もよく読んでから署名(記入)捺印して下さい。  
 尚、裏面約款には、個人情報取扱に関する記載がありますのでご確認ください。

M  
T  
K

車名	メーカー	型式	年式	購入者(甲)	生年月日	S	H		
フレームNo.					氏名	性別	男・女	年齢	才
#.ナンバー	色				<input type="checkbox"/> 私は反社会的勢力でないことを確約します	都道府県	市区郡	号室	
登録番号	市町村・陸事名・カナ	ナンバー	カギNo.		住所	アパート、マンション( ) ( ) ( ) 号室	電話	携帯	
防犯登録	県	—	—	DM送付	紹介	様	呼出	方	
車検満了日	年	月	日	無	—	—	—	—	
自賠責保険満期	年	月	日	無	—	—	—	—	

未成年契約時の親権者同意確認	済	オイルリザーブシステム	金額(消費税込)	メーカー希望小売価格
用品・諸費用他	金額(消費税込)	オイルリザーブシステム	( ) 15ℓ/30ℓ	本体金額
BL-10		オイルリザーブシステム返金	( ) ( / ) ℓ	用品・諸費用他計①
BL-10下取り	△	合計②		オイルリザーブシステム計②
バッテリー下取り		※印の保険料は、現金でお支払い願います。		課税品計(消費税込)
①( )		保険料・重量税他	金額(非課税)	(内消費税額)
①( )		自賠責保険料( )ヶ月		保険料・重量税他計③
①( )		重量税・登録印紙代		現金販売合計(A)
①( )		オートバイ保険※加入		下取車クレジット残債
①( )		対人	対物	下取車( / ) △
①( )		(搭傷) (人傷)		お支払額合計
①( )		盗難保険料※		任意保険 切替
①( )		(3年)(1年)(車両入替)		(本人様) (当社)
①( )		ゴールド会員入会	無料	
①( )		合計③		

登録書類作成費用	納車点検料	排ガス検査料	下取手数料	未経過保険料	納車・転送料	車検持込手数料	合計①
車名	メーカー	型式	年式	車名	メーカー	型式	年式
フレームNo.				フレームNo.			
#.No.				#.No.			
色				色			
フリガナ				フリガナ			
氏名				氏名			
住所				住所			
電話				電話			
購入者との関係				購入者との関係			

売主(乙)	岡崎市藤川町字境松西1番地 444-3523 株式会社レッドバロン 代表取締役 岡 樹 登録番号: T7-1803-0100-2266	御支払方法	1. 当社持参・現金一括払い
契約店	担当セールス No.	2. 銀行振込 ※振込手数料はお客様がご負担願います	3. JAC オートローン <input type="checkbox"/> クリックオン <input type="checkbox"/> サンクスコール <input type="checkbox"/> 済
支払期日	支払方法	入金月日	金額
頭金	現金振込	2 残金	現金振込
1 残金	JAC	支払合計	
備考	店長処理	店長	チェック

支払欄記入 ①-契約時に支払予定日を決めて頂き記入する。 ②-入金方法を選択。 ③-領収時、入金月日を記入。振込の場合は、イントラ「振込入金済通知」にて入金を確認し、振込入金月日を記入する。

④-出荷時に入金合計を検算し、その確認日を記入する。  
 (支払合計④=お支払額合計)

①本部経理へ

# 契約条項

購入者（以下甲という）と株式会社レッドバロン（以下乙という）は、表記記載の商品を売買するに当たり、下記の如く売買契約を締結します。

## 第1条（代金支払方法及び代金支払期日）

甲の乙に対する本商品代金の支払方法は表記記載の方法によるものとし、その支払期日はクレジットの場合を除き商品引渡し日までとします。

## 第2条（下取車の引渡し時期及び未経過保険料）

- ①甲は下取車を本商品代金等の債務の一部の支払いの為、代物弁済として商品の引渡し迄に下取書類と共に乙に引き渡すものとします。又、下取車につき乙に引き渡す迄の間に状態に変化が生じた場合は、下取車価格について甲と乙にて再度協議をして決めるものとします。
- ②下取車の自賠責保険の未経過保険料は、その相当額を下取車価格に含める事とします。

## 第3条（所有権移転の時期）

- ①商品の所有権は、甲が本契約による代金等の債務を完済した時に甲に移転します。
- ②甲が商品代金等を完済する前に仮に商品の所有者名義が甲に登録された場合でも、その所有権は乙に帰属するものとします。
- ③甲が自己以外のものを使用名義人と定めた場合は、乙がその使用名義人に所有権移転登録をしても甲は異議ないものとします。

## 第4条（商品の引渡し時期）

本契約発効後、乙は表記記載の引渡し予定日迄に甲の債務の履行が成された事の確認後もしくは債務の履行と引き換えに引渡し予定日に商品の引渡しを行います。

## 第5条（引渡し予定日）

甲は表記記載の引渡し予定日に商品を受け取るものとします。

## 第6条（商品の確認）

商品の引渡しを受ける際、甲は契約した商品と相違なく且つ商品の装備、外観等が契約内容と相違ない状態にある事を確認の上引き渡しを受けるものとし、以後、甲は確認可能であった事項については異議を述べないものとします。但し、乙が甲に対し、当該事項について契約不適合責任などの法的な責任を負う場合には、その要件を満たす限り乙は甲の申し出に対して契約不適合責任の範囲で対応することとします。

## 第7条（パーツ保証）

- ①乙は甲に対し、保証期間内は部品供給を含めた万全な修理体制の維持を保証します。但し、修理代金を保証するものではありません。
- ②保証期間は、乙が契約時に定める期間とします。
- ③純正部品が販売終了等の事情でメーカーから手配出来ない場合は、代替部品を優先して供給し、代替品の供給が出来ない場合に当社が保有する中古部品の供給を行います。
- ④保証期間内に万が一、走行機能に支障を与える部品の供給が不能となった場合、使用期間の償却分を除いた査定金額で買い戻します（償却率：6ヶ月あたり5%とする）。但し、出荷後に発生した損傷については応分を減額査定します。

## 第8条（契約不適合責任）

乙は表記記載の商品について、種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」といいます。）で無い事を保証します。なお、乙の提供する保証書（会員証）に規定された内容については、契約不適合責任等の法律上の責任が成立する場合を除き、乙は責任を負いません。

## 第9条（期限の利益喪失）

下記の各号の場合には、乙の請求を受けた時は甲は直ちに債務の全額を一時に弁済しなければなりません。

- ①甲が乙に対する本商品代金支払債務その他一切の債務につき支払義務を怠ったとき。
- ②甲が本契約の条項に違反したとき。

## 第10条（契約解除）

甲が本契約に違反をした場合又は甲による著しい信用状態の悪化、もしくは本契約にかかわる背信行為（例えば氏名、住所等の故意による詐称等）が発覚した場合は、乙は本契約を直ちに解除し得るものとします。

## 第11条（契約解除に伴う清算）

甲の責に基づく契約解除の場合、下記による損害賠償金及びその支払いが遅延した時は、法定利率による遅延損害金を速やかに乙に支払うものとします。その際乙への既払代金は、これらの支払に優先充当して清算するものとします。

- ①商品が乙に返還された場合は、当該商品の通常の使用損料を支払うものとします。但し、返還時における損耗の度が通常の使用損料を超えた場合には、当該商品の返還を受けた時における損

- ②甲が商品を未受領の場合は、契約の締結及び履行に通常要する費用を解約手数料として支払うものとします。

## 第12条（住所等の変更）

契約商品引渡し前に、甲の住所、氏名、商号、連絡先に変更があった時は、甲は乙に対し、直ちにその旨を通知しなければなりません。前項の通知がない場合は、乙が表記の住所氏名宛に発送した郵便物は、全て到達すべき時に到着したものとみなします。

## 第13条（見本と現物の相違による契約の取消し）

甲は見本又はカタログにより契約をした場合は、商品納入後直ちに確認し見本と現物が異なっている時は、遅滞なく乙に商品の交換を申し出る事ができ、速やかに契約商品が提供されない時は、契約の解除をすることが出来ます。

## 第14条（個人情報利用の取扱い事項）

- ①乙は、表記記載の個人情報を、オートバイの車検や定期点検及びアフターサービス等、乙の提供するサービスのご案内(DMの送付やアプリケーション・SMS等による送信などの方法による場合を含む)、甲からのお問い合わせ等への対応のために利用いたします。
- ②乙による甲の個人情報の取扱いについては、別途乙のプライバシーポリシー（[https://www.redbaron.co.jp/privacy\\_policy/](https://www.redbaron.co.jp/privacy_policy/)）の定めによるものとし、甲はこのプライバシーポリシーに従って乙が甲の個人情報を取扱うことについて同意するものとします。
- ③甲は、下記の通り、乙が表記記載の個人情報等を第三者へ提供し、当該第三者が利用する事に同意します。但し、甲は当該第三者への提供の停止を求める事が出来るものとします。

1. 提供内容：契約日、車名・塗色・車台番号等オートバイに係わる情報及び氏名・住所・電話番号等 甲に関する個人情報
2. 提供先及びその利用目的：

提供先	提供先の利用目的
表記記載のメーカー（オートバイ製造業者）	甲に対して、商品・サービス等の営業に関する情報をお知らせしたり、当該車両の購入動機やその他についてアンケート調査を実施するため
当該車両の輸入元	
自動車情報管理センター（AIRAC）	新車登録時の電子化された完成検査証及び譲渡証の発行手続きに際して、甲の個人情報を行政機関に報告するため

但し、盗難防止装置を購入いただいた場合は、上記①の提供内容に保険金額を加えた情報を引受保険会社へ提供いたします

3. 提供方法：書面、あるいはネットワーク通信によるデータ送信のいずれかとなります

## 第15条（裁判権）

本契約に関する一切の紛争（裁判所の調停手続きを含む）は、法律で認められる管轄裁判所に加え、岡崎簡易裁判所または名古屋地方裁判所岡崎支部を付加的合意管轄裁判所とします。ただし、事業者としては、岡崎簡易裁判所または名古屋地方裁判所岡崎支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意していただいたものとします。

## 第16条（苦情受付）

本契約に関し、質問、苦情、その他要望事項がある場合、甲は表記記載の契約店宛に申し出る事ができます。

## 第17条（暴力団等反社会的勢力の排除）

- ①甲は、乙に対し、本契約時において、甲及び商品の使用者（甲または商品の使用者が法人の場合は、代表者、役員又は実質的に経営を支配する者。）が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力（以下「暴力団等反社会的勢力」という。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
- ②甲は、乙が前項の該当性の判断のために調査を要すると判明した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければならないものとします。
- ③乙は、甲または商品の使用者が暴力団等反社会的勢力に属すると判明した場合、催告することなく、本件契約を解除することが出来るものとします。
- ④乙が、前項の規定により、個別契約を解除した場合には、乙はこれによる甲及び商品の使用者の損害を賠償する責を負わないものとします。
- ⑤第2項の相違により甲が本契約を解除し、甲が損害を被った場合

購入者（以下甲という）と株式会社レッドバロン（以下乙という）は、表記記載の商品を売買するに当り、下記の如く売買契約を締結します。

### 第1条（代金支払方法と代金支払期日）

甲の乙に対する本商品代金の支払方法は表記支払方法によるものとし、その支払期日はクレジットの場合を除き商品引渡し日までとします。

### 第2条（下取車の引渡し時期及び未経過保険料）

- ①甲は下取車を本商品代金等の債務の一部の支払いの為、代物弁済として商品の引渡し迄に下取書類と共に乙に引き渡すものとします。又、下取車につき乙に引き渡す迄の間に状態に変化が生じた場合は、下取車価格について甲と乙にて再度協議をして決めるものとします。
- ②下取車の自賠責保険の未経過保険料は、その相当額を下取車価格に含める事とします。

### 第3条（所有権移転の時期）

- ①商品の所有権は、甲が本契約による代金等の債務を完済した時に甲に移転します。
- ②甲が商品代金等を完済する前に仮に商品の所有者名義が甲に登録された場合でも、その所有権は乙に帰属するものとします。
- ③甲が自己以外のものを使用名義人と定めた場合は、乙がその使用名義人に所有権移転登録をしても甲は異議ないものとします。

### 第4条（商品の引渡時期）

本契約発効後、乙は表記記載の引渡し予定日に甲の債務の履行が成された事の確認後もしくは債務の履行と引き換えに引渡し予定日に商品の引渡しを行います。

### 第5条（引渡し予定日）

甲は表記記載の引渡し予定日に商品を受け取るものとします。

### 第6条（商品の確認）

商品の引渡しを受ける際、甲は契約した商品と相違なく且つ商品の装備、外観等が契約内容と相違ない状態にある事を確認の上引き渡しを受けるものとし、以後、甲は確認可能であった事項については異議を述べないものとします。但し、乙が甲に対し、当該事項について契約不適合責任などの法的な責任を負う場合には、その要件を満たす限り乙は甲の申し出に対して契約不適合責任の範囲で対応することとします。

### 第7条（パーツ保証）

- ①乙は甲に対し、保証期間内は部品供給を含めた万全な修理体制の維持を保証します。但し、修理代金を保証するものではありません。
- ②保証期間は、乙が契約時に定める期間とします。
- ③純正部品が販売終了等の事情でメーカーから手配出来ない場合は、代替部品を優先して供給し、代替品の供給が出来ない場合に当社が保有する中古部品の供給を行います。
- ④保証期間内に万が一、走行機能に支障を与える部品の供給が不能となった場合、使用期間の償却分を除いた査定金額で買い戻します（償却率：6ヶ月あたり5%とする）。但し、出荷後に発生した損傷については応分を減額査定します。

### 第8条（契約不適合責任）

乙は表記記載の商品について、種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」といいます。）で無い事を保証します。なお、乙の提供する保証書（会員証）に規定された内容については、契約不適合責任等の法律上の責任が成立する場合を除き、乙は責任を負いません。

### 第9条（期限の利益喪失）

- 下記の各号の場合には、乙の請求を受けた時は甲は直ちに債務の全額を一時に弁済しなければなりません。
- ①甲が乙に対する本商品代金支払債務その他一切の債務につき支払義務を怠ったとき。
  - ②甲が本契約の条項に違反したとき。

### 第10条（契約解除）

甲が本契約に違反をした場合又は甲による著しい信用状態の悪化、もしくは本契約にかかわる背信行為（例えば氏名、住所等の故意による詐称等）が発覚した場合は、乙は本契約を直ちに解除し得るものとします。

### 第11条（契約解除に伴う清算）

- 甲の責に基づく契約解除の場合、下記による損害賠償金及びその支払いが遅延した時は、法定利率による遅延損害金を速やかに乙に支払うものとします。その際乙への既払代金は、これらの支払に優先充当して清算するものとします。
- ①商品が乙に返還された場合は、当該商品の通常の使用損料を支払うものとします。但し、返還時における損耗の度が通常の使用損料を著しく超える場合には、当該商品の返品された時における価格について甲乙協議の上、その損料を決定するものとします。

- ②甲が商品を未受領の場合は、契約の締結及び履行に通常要する費用を解約手数料として支払うものとします。

### 第12条（住所等の変更）

契約商品引渡し前に、甲の住所、氏名、商号、連絡先に変更があった時は、甲は乙に対し、直ちにその旨を通知しなければなりません。表記の住所氏名宛に発送した郵便物もとのみなします。

### （契約の取消し）

本契約はカタログにより契約をした場合は、商品納入後直ちに確認し見本と現物が異なっている時は、遅滞なく乙に商品の交換を申し出る事ができ、速やかに契約商品が提供されない時は、契約の解除をすることができます。

### 第14条（個人情報利用の取扱い事項）

- ①乙は、表記記載の個人情報を、オートバイの車検や定期点検及びアフターサービス等、乙の提供するサービスのご案内（DMの送付やアプリケーション・SMS等による送信などの方法による場合を含む）、甲からのお問い合わせ等への対応のために利用いたします。
- ②乙による甲の個人情報の取扱いについては、別途乙のプライバシーポリシー（[https://www.redbaron.co.jp/privacy\\_policy/](https://www.redbaron.co.jp/privacy_policy/)）の定めによるものとし、甲はこのプライバシーポリシーに従って乙が甲の個人情報を取扱うことについて同意するものとします。
- ③甲は、下記の通り、乙が表記記載の個人情報等を第三者へ提供し、当該第三者が利用する事に同意します。但し、甲は当該第三者への提供の停止を求める事が出来るものとします。

1. 提供内容：契約日、車名・塗色・車台番号等オートバイに係わる情報及び氏名・住所・電話番号等 甲に関する個人情報
2. 提供先及びその利用目的：

提供先	提供先の利用目的
表記記載のメーカー（オートバイ製造業者）	甲に対して、商品・サービス等の営業に関する情報をお知らせしたり、当該車両の購入動機やその他についてアンケート調査を実施するため
当該車両の輸入元	
自動車情報管理センター（AIRAC）	新車登録時の電子化された完成検査証及び譲渡証の発行手続きに際して、甲の個人情報を行政機関に報告するため

- 但し、盗難防止装置を購入いただいた場合は、上記①の提供内容に保険金額を加えた情報を引受保険会社へ提供いたします
3. 提供方法：書面、あるいはネットワーク通信によるデータ送信のいずれかとなります

### 第15条（裁判籍）

本契約に関する一切の紛争（裁判所の調停手続きを含む）は、法律で認められる管轄裁判所に加え、岡崎簡易裁判所または名古屋地方裁判所岡崎支部を付加的合意管轄裁判所とします。ただし、事業者のお客様に関しては、岡崎簡易裁判所または名古屋地方裁判所岡崎支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意していただいたものとします。

### 第16条（苦情受付）

本契約に関し、質問、苦情、その他要望事項がある場合、甲は表記記載の契約店宛に申し出る事ができます。

### 第17条（暴力団等反社会的勢力の排除）

- ①甲は、乙に対し、本契約時において、甲及び商品の使用者（甲または商品の使用者が法人の場合は、代表者、役員又は実質的に経営を支配する者。）が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力（以下「暴力団等反社会的勢力」という。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
- ②甲は、乙が前項の該当性の判断のために調査を要すると判明した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければならないものとします。
- ③乙は、甲または商品の使用者が暴力団等反社会的勢力に属すると判明した場合、催告することなく、本件契約を解除することができます。
- ④乙が、前項の規定により、個別契約を解除した場合には、乙はこれによる甲及び商品の使用者の損害を賠償する責を負わないものとします。
- ⑤第3項の規定により乙が本契約を解除し、乙が損害を被った場合には、甲は乙に対してこれを賠償する責を負うものとします。

# 登録書類作成依頼票

登録完了希望日： 月 日( )

依頼者： \_\_\_\_\_

AB間登録依頼の際は AB間登録依頼書とともに登録店へFAXする

車名	メーカー	型式	年式	購入者(甲)	カナ	生年月日		
フレームNo					氏名	S	H	
#.ナンバー	色 /				カナ	性別	男・女	年齢
				住所	都道府県		市区郡	
				〒	アパート、マンション ( ) ( ) 号室			
車検満了日	年	月	日	無	☎	携帯	-	-
自賠責保険満期	年	月	日	無	<b>登録書類は住民票等の住所地で作成する</b>			

依頼内容 該当する□にチェックを入れる

- クレジット  現金契約  住民票取り
- 新規  予備  名変(管変) → ナンバー購入 (  要  不要 )
- 自賠責入替あり → 保険会社名 ( )
- 廃車後新規(予備) ナンバー取外す事
- AB間登録依頼
- ※本帳票を AB間登録依頼書と共に登録店へFAX
- ステッカー再交付 (  要  不要 )
- ETCあり (  新規  再セットアップ )
- オートバイ保険 加入, 車両入替

保険料・重量税 他	金額(非課税)
自賠責保険料( )ヶ月	
重量税・登録印紙代	

(登録印紙代 完検付 1,400円 持込 2,100円)

備考欄

書類チェック 該当する□にチェックを入れる

- 必要書類は揃っているか
- ナンバープレートは外したか
- 必要な押印は得られているか
- 住民票の期限は有効か
- 納期の最終日は土日祝日ではないか
- 工場の預り車検スケジュールと、兼ね合いは取れているか
- 運輸支局の予約は取れているか

走行距離 (小型二輪で受検する場合)

km・マイル

未経過保険料

使用者	氏名	フリガナ	男・女	年齢	生年月日	S	H
	住所						
〒				☎	購入者との関係		

(運用方法)

- ① 記入済の本票を登録書類と共にクリアファイルに入れた後、契約キャビネットの「登録依頼」ハンギングホルダーに入れる
- ② 登録担当は納期に合わせて登録書類を作成した後、登録予定日を依頼者に伝える

御支払方法

1. 当社持参・現金一括払い
2. 銀行振込  
※振込手数料はお客様がご負担願います
3. JACオートローン  クリックオン
4. 本社振替

保証登録 / 済

〈注意〉

運輸支局での住所確認の為、売買契約書住所と登録住所が異なる場合は、住民票等のコピーを添付

契約店	担当セールス
	No